**平成２８年（フ）第３９４４号**
大阪府枚方市桜丘町５－15－302、住民票上の住所大阪府枚方市村野高見台９番33号
破産者　北𠀋　孝次
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１０７号**
大阪府枚方市楠葉並木２丁目23番15号、開始決定時大阪府交野市私市６丁目37番23号
破産者　今井　次夫
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４１７０号**
兵庫県川西市萩原１丁目９番24号　205、事業所所在地大阪市北区中崎西１丁目７－17コアナカザキ１Ｆ
破産者　タッドポールこと　千頭　政一
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５８０号**
広島市中区住吉町14番４－404号
破産者　三宅　大地
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２０号**
山口県防府市大字牟礼121番地の１フォレスタ205号、開始決定時の住所広島県東広島市西条町田口224番地５
破産者　森　　友彦
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２１号**
山口県防府市大字牟礼121番地の１フォレスタ205号、開始決定時の住所広島県東広島市西条町田口224番地５
破産者　森　　友佳
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１７０号**
徳島県勝浦郡上勝町大字正木字寺内13番地１
破産者　上原　　浩
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０３号**
徳島県徳島市秋田町４丁目41番地
破産者　小柏　博正
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１３９号**
徳島県徳島市山城西２丁目22番地　103、旧住所徳島県名西郡石井町石井字石井51番地１
破産者　先田　学司
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２００７号**
神奈川県高座郡寒川町大蔵800番地　湘風園
破産者　中山　朝一
成年後見人　齋藤　美幸
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２０３３号**
横浜市神奈川区菅田町905番地２　パークハートⅠ　101号
破産者　本多　昭夫
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２１６９号**
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－13－306
破産者　遊佐　　崇
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２１号**
岐阜市瑞雲町１丁目９番地、前住所名古屋市中区栄５丁目26番13号　（エルグランデ栄903号）
破産者　クリーンサービスこと　北川　厚夫
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２８年（フ）第６９号**
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富2438番地
破産者　松岡　春久
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２４号**
香川県観音寺市粟井町525番地　宮下団地20号
破産者　黒川　秀司
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２８年（フ）第２５号**
香川県観音寺市粟井町525番地　宮下団地20号
破産者　黒川智代江
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２８年（フ）第１３７号**
福岡県小郡市寺福童871番地７　２－402号室
破産者　宮崎さゆこ
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第３２号**
熊本県玉名郡南関町大字四ツ原348番地１四ツ原シティーハイツ201
破産者　椛嶋　龍也
1　決定年月日　平成28年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部